

合計特殊出生率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■結婚や出産の希望をかなえる環境づくり

【何を測る指標か】

子どもを生み育てる環境や子どもが健やかに成長できる環境、結婚や出産を望む人々の希望がかなえられる地域社会の状況を測る指標です。

【定義・算出式】

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別(年齢階級別)出生率を合計した数値です。1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当します。

【出典】

厚生労働省「人口動態統計」毎年調査、概ね6月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年 1.27(全国平均値 1.42)

【②目標値】

目標年:平成37年 目標値:全国水準

<目標値設定の考え方>

結婚や出産を望む方々の希望が叶えられる環境づくりや安心して子育てできる社会づくりを進めることにより、全国平均との乖離を縮小し、全国水準まで引き上げることを目指しています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年 1.29(全国平均値 1.43)

<達成度合の分析>

依然として全国水準を下回り、低い状況となっており、引き続き総合的な少子化対策の推進が必要です。

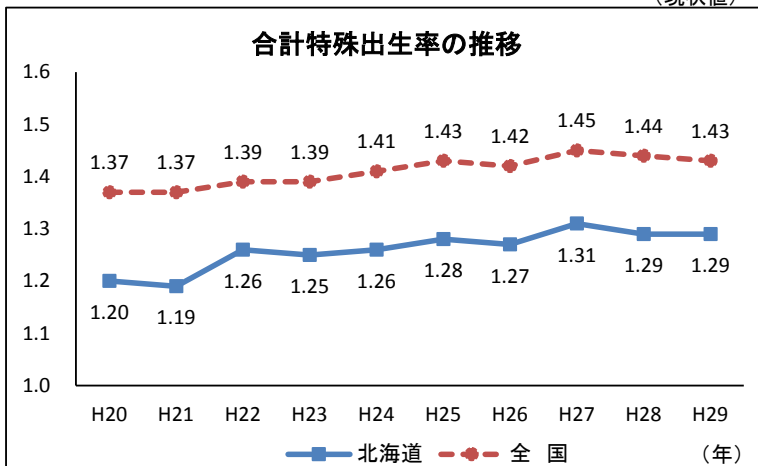
●データ

合計特殊出生率の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
北海道	1.20	1.19	1.26	1.25	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29	1.29
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

(現状値)

(実績値)



都道府県別順位(H29)

都道府県名	合計特殊出生率	順位	前年比
沖縄県	1.94	1	△ 0.01
宮崎県	1.73	2	0.02
島根県	1.72	3	△ 0.03
長崎県	1.70	4	△ 0.01
鹿児島県	1.69	5	0.01
奈良県	1.33	43	△ 0.03
宮城県	1.31	44	△ 0.03
京都府	1.31	44	△ 0.03
北海道	1.29	46	-
東京都	1.21	47	△ 0.03
全国	1.43	-	△ 0.01

保育所入所待機児童数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■ 安心して子育てできる社会の形成

【何を測る指標か】

安心して子育てできる社会の状況を測る指標です。

【定義・算出式】

保育の必要性が認定され、保育所等利用の申し込みがなされているが、利用できていない児童の数です。

【出典】

厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」、毎年調査、9月頃公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 182人

【②目標値】

目標年:平成29年度 目標値:0人 ※H29に目標を達成し、以降それを維持することをめざす

<目標値設定の考え方>

ニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ることにより、待機児童を0人とすることを目標としています。なお、目標年については、北海道創生総合戦略、北の大地☆子ども未来づくり北海道計画において設定している平成29年度としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 129人

<達成度合の分析>

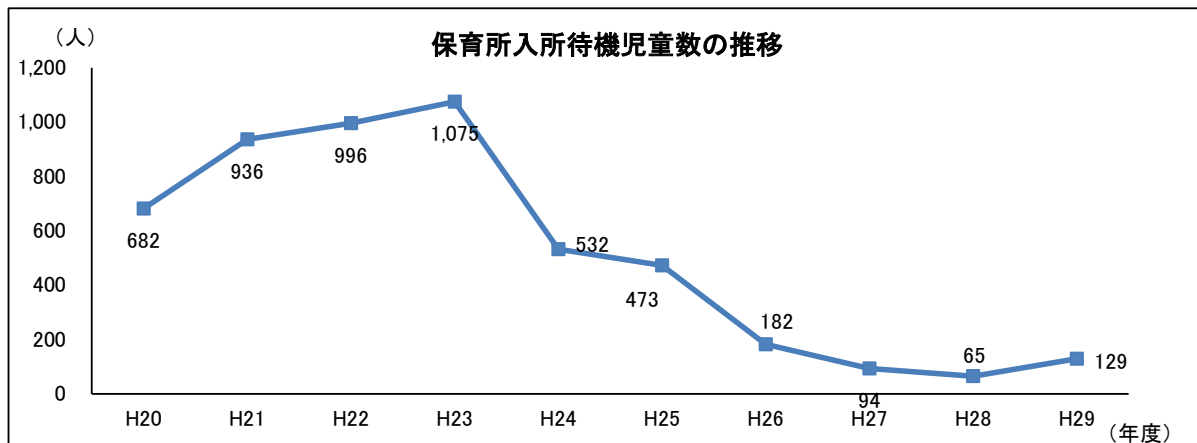
待機児童解消施策により、保育所等の待機児童の受け皿の整備は進んだが、保育士不足により定員までの受入れが出来ないなどの理由により、待機児童数が増加し、目標の達成には至りませんでした。

●データ

保育所入所待機児童数の推移

(単位:人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
北海道	682	936	996	1,075	532	473	182	94	65	129
全国	25,384	26,275	25,556	24,825	22,741	21,371	23,167	23,553	26,081	19,895
	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	H24.4.1現在	H25.4.1現在	H26.4.1現在	H27.4.1現在	H28.4.1現在	H29.4.1現在	H30.4.1現在
							(現状値)			(実績値)



小児科医師数（小児人口1万人当たり）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■ 安心して子育てできる社会の形成

【何を測る指標か】

子どもに対する医療の体制確保の状況を測る指標です。

【定義・算出式】

小児人口1万人当たりの小児科の医師数です。
・小児科医とは、病院・診療所において、小児科診療に従事している医師数です。
(2つ以上の診療科に従事している場合を含む。)

【出典】

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、隔年調査、概ね調査年の翌年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年 16.1人(全国平均値 18.4人)

【②目標値】

目標年:平成37年 目標値:全国平均値以上

<目標値設定の考え方>

子育て中の医療面での不安に対応できる環境づくりを進めるための施策を推進し、人口1万人当たりの小児科医師数について全国と本道の格差をなくすことを目標としています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成28年 15.3人(全国平均値 17.6人)

<達成度合の分析>

小児科医の養成支援などを実施しており、引き続き、小児科医の確保に努めます。

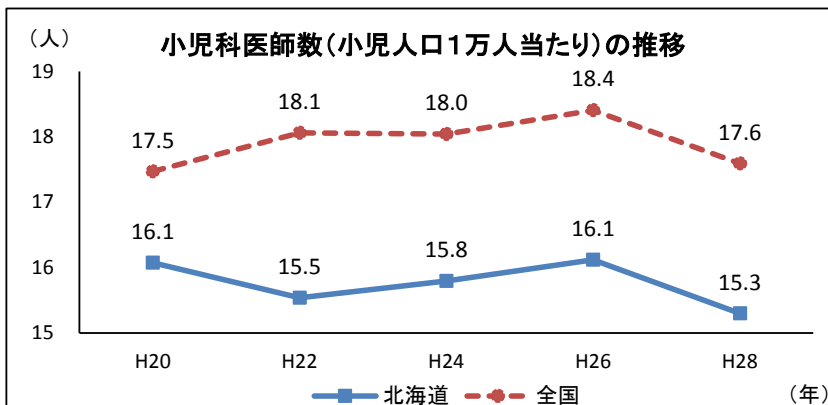
●データ

小児科医師数の推移

(単位:人)

区 分		H20	H22	H24	H26	H28
北海道	年少人口(0~14歳)	675,000	657,000	640,000	621,000	600,000
	小児科医	1,085	1,021	1,011	1,001	917
	小児1万人当たり	16.1	15.5	15.8	16.1	15.3
全国	年少人口(0~14歳)	17,176,000	16,803,000	16,547,000	16,233,000	15,780,000
	小児科医	30,009	30,344	29,855	29,878	27,761
	小児1万人当たり	17.5	18.1	18.0	18.4	17.6

(現状値) (実績値)



児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア等及び里親やファミリーホーム等への委託の割合

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- 小項目(政策の方向性) ■地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり

【何を測る指標か】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護養育するに当たり、一人ひとりの状況を十分に考慮された生活環境下で養育される状況を測る指標です。

【定義・算出式】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護養育するに当たり、児童養護施設本体施設と、小規模グループケア及び地域小規模グループケア(グループホーム)、里親及びファミリーホームそれぞれへの委託の割合をいいます。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、11月確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 本体施設71.4%、小規模グループケア等4.0%、里親やファミリーホーム24.6%

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:本体施設60%以下、小規模グループケア等11%以上、里親やファミリーホーム29%以上

<目標値設定の考え方>

家庭での適切な養育を受けられない子どもが家庭的な環境のもと安定した人間関係の下で安心して養育されるための取組を推進し、平成41年度までにそれぞれ概ね3分の1ずつの割合とすることをめざし、事業者の整備計画等も踏まえて目標を設定しています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 本体施設66.1%、小規模グループケア等5.7%、里親やファミリーホーム28.2%

<達成度合の分析>

[本体施設]

児童養護施設等の定員数の減少による小規模化を行ったことで、数値が改善されました。

[小規模グループケア及び小規模児童養護施設]

小規模児童養護施設の新設はありませんでしたが、入所促進により達成率が微増しました。

[里親及びファミリーホーム]

里親の登録数の増加により委託可能な委託児童数が増加しました。

●データ

児童養護施設本体施設、小規模グループケア等、里親やファミリーホーム等への委託の割合

区分	H20			H21			H22			H23			H24		
	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合
本体施設	25	1,633	79.3%	25	1,633	78.7%	25	1,633	76.2%	25	1,623	74.7%	25	1,623	73.9%
小規模グループケア	0	0	2.6%	1	6	2.9%	1	6	2.8%	1	6	3.0%	1	6	3.0%
地域小規模児童養護施設	9	54		9	54		9	54		10	60		10	60	
里親	372		18.1%	381		18.4%	390		21.0%	420		22.3%	435		23.1%
ファミリーホーム	-	-		-	-		10	60		11	64		12	71	
計	2,059			2,074			2,143			2,173			2,195		

区分	H25			H26			H27			H28			H29		
	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合	箇所数	定員数	割合
本体施設	25	1,611	73.3%	25	1,593	71.4%	25	1,555	69.8%	25	1,509	68.9%	25	1,465	66.1%
小規模グループケア	3	6	3.6%	3	18	4.0%	3	18	4.6%	1	6	4.9%	1	6	5.7%
地域小規模児童養護施設	12	72		12	72		14	84		17	102		20	120	
里親	431		23.1%	441		24.6%	445		25.6%	446		26.1%	492		28.2%
ファミリーホーム	13	77		18	107		20	125		20	126		22	132	
計	2,197			2,231			2,227			2,189			2,215		

(現状値)

(実績値)

全道の医療施設に従事する医師数 (人口10万人当たり)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■将来にわたり安心できる地域医療の確保

【何を測る指標か】

道内の医師の充足状況を測る指標です。

【定義・算出式】

北海道内の医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数です。
 全道の医療施設に従事する医師数(人口10万人当たり)
 = 全道の医療施設に従事する医師総数 / 道内人口 × 100,000
 ※人口は、総務省「人口推計」における都道府県別人口を使用

【出典】

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、隔年調査、概ね調査年の翌年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
 平成26年 230.2人(全国平均値233.6人)

【②目標値】

目標年:平成37年 目標値:全国平均値

<目標値設定の考え方>

平成22年以降、全国平均値と全道値の差が広がっていることを踏まえ、総合的な医師確保対策を進めることにより、全国平均値との差をなくすことを目標としています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成28年 238.3人(全国平均値240.1人)

<達成度合の分析>

地域枠制度の実施や、臨床研修病院の合同説明会の開催、道外医師の招聘などに取り組んでいます。目標値には達していないことから、今後も様々な施策により医師の確保に努めます。

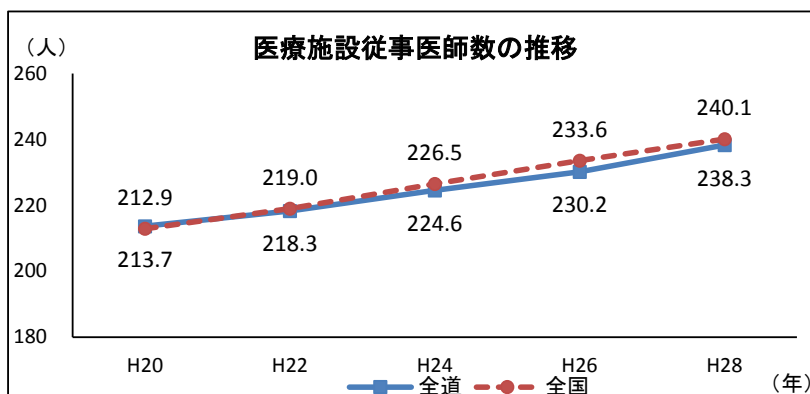
●データ

医療施設従事医師数の推移

(単位:人)

区分	H20	H22	H24	H26	H28
全道	213.7	218.3	224.6	230.2	238.3
全国	212.9	219.0	226.5	233.6	240.1

(現状値) (実績値)



北海道福祉人材センターの支援による介護職の就業者数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2)安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成

【何を測る指標か】

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護人材の確保の取組状況を測る指標です。

【定義・算出式】

北海道福祉人材センターの斡旋・紹介等を経て介護職として就業した人数です。
・北海道福祉人材センターは、厚生労働大臣の認可を得て行う無料職業紹介所で、社会福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業などに関する職業紹介事業を行っています。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、概ね5月確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年度 130人

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:230人

<目標値設定の考え方>

北海道福祉人材センターの支援による介護職の確保人数は、ここ数年減少傾向にあります。このため、多様な人材の参入促進や潜在有資格者の掘り起こしを積極的に行うことにより、過去の実績における高水準をめざし、目標値を設定しています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値
平成29年度 89人

<達成度合の分析>

介護分野への就業者の確保に努めていますが、介護職の求人数の増加及び求職者数の減少により、有効求人倍率が上昇傾向にあり、介護分野を取りまく雇用情勢が厳しさを増していることから、目標値を下回りました。

●データ

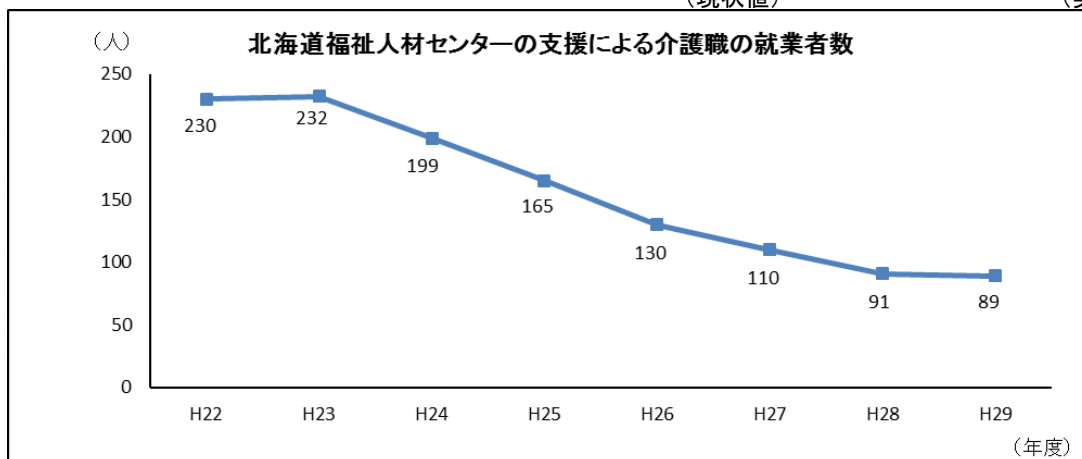
北海道福祉人材センターの支援による介護職の就業者数の推移

(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
就業者数	230	232	199	165	130	110	91	89

(現状値)

(実績値)



健康寿命

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

【何を測る指標か】

道民の健康状況を測る指標です。

【定義・算出式】

健康寿命の都道府県順位の比較及び延伸の状況です。
・健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

【出典】

厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、3年ごと調査、概ね調査年の翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成25年 男性 全国第25位(71.11年)
女性 全国第26位(74.39年)

【②目標値】

目標年:平成37年 目標値:都道府県順位の10ランクアップ以上をめざし、健康寿命を延伸させる

<目標値設定の考え方>

生活習慣病の予防の推進など生涯を通じた健康づくりを推進し、現在中位程度である都道府県順位がより上位となることをめざし、健康寿命を毎年度延伸させることを目標としています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成28年 男性 全国第25位(71.98年)
女性 全国第45位(73.77年)

<達成度合の分析>

- ・男性:順位の変化はありませんでしたが、健康寿命は71.11(h25)年から71.98年(h28)と0.87年の延伸となりました。
- ・女性:順位は低下し、健康寿命は74.39年(h25)から73.77年(h28)と0.62年の短縮となりました。

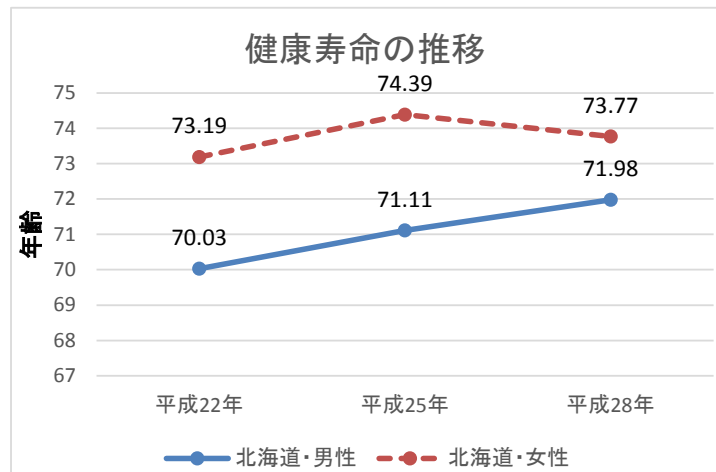
●データ

健康寿命の推移

(単位:年)

	平成22年	平成25年	平成28年
北海道・男性	70.03	71.11	71.98
国・男性	32位	25位	25位
北海道・女性	73.19	74.39	73.77
国・女性	34位	26位	45位
	73.62	74.21	74.79

(現状値) (実績値)



特定健康診査受診率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化
- 小項目(政策の方向性) ■道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防

【何を測る指標か】

道民の疾病予防への取組状況を測る指標です。

【定義・算出式】

40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者のうち、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を受診した者の割合です。

【出典】

厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドロームの状況(都道府県別一覧)」、毎年調査、概ね翌々年8月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成25年度 36.4%

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:70%

＜目標値設定の考え方＞

特定健康診査を受診しやすい体制の整備や受診勧奨の促進などを行うことにより、受診率を高めることをめざし、目標値を設定しています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成27年度 39.3%

＜達成度合の分析＞

受診率向上に向けた普及啓発等を実施しており、徐々に効果が見られるものの、引き続き取り組みが必要です。

●データ

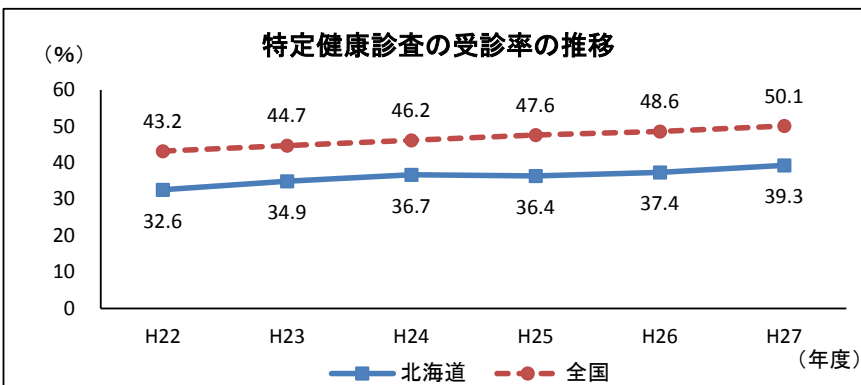
特定健康診査の受診率の推移

(単位:%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
北海道	32.6	34.9	36.7	36.4	37.4	39.3
全国	43.2	44.7	46.2	47.6	48.6	50.1

(現状値)

(実績値)



環境基準達成率（大気汚染・水質汚濁）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承

【何を測る指標か】

安心して生活できる環境の状態を測る指標です。

【定義・算出式】

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るうえで維持されることが望ましい基準です。この指標は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標です。
 ・大気については、大気汚染測定局数のうち、環境基準(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の達成局数の割合です。
 ・水質については、環境基準の類型当てはめをしている水域のうち、環境基準(河川についてはBOD(生物化学的酸素要求量)、海域・湖沼についてはCOD(化学的酸素要求量))を達成している公共用水域の割合です。

【出典】

北海道環境生活部「北海道の大気環境」、毎年調査、概ね翌々年6月公表
 北海道環境生活部「公共用水域の水質測定結果」、毎年調査、概ね翌年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

大気 平成25年度 100%
 水質 平成26年度 91.6%

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:100%

<目標値設定の考え方>

- ・大気については、現在も良好な環境を維持していますが、今後も継続して全ての測定局で環境基準を達成することを目標としています。
- ・水質については、水域ごとに設定した環境基準を、測定したすべての環境基準点で達成することを目標としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

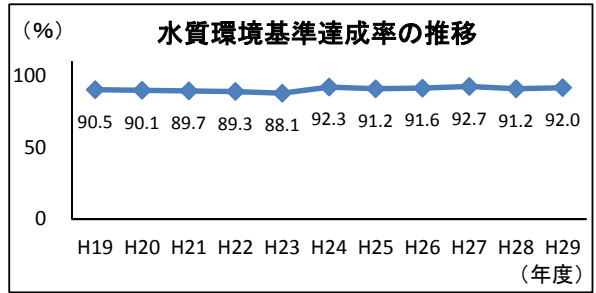
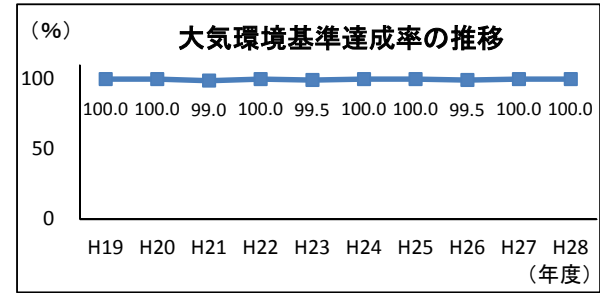
大気 平成28年度 100%
 水質 平成29年度 92.0%

<達成度合の分析>

[大気]二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準は全測定局で達成されています。
 [水質]常時監視している262の水域中、241水域で環境基準を達成したものの、湖沼等の閉鎖性水域で環境基準未達成が55%であることから、目標値は未達成となったものの、水質汚濁防止法に基づく立入検査、指導や浄化槽の整備などの効果が現れており、前年度より達成率は増加しました。

●データ

	大気 (現状値)					水質 (現状値)					(実績値)		(単位:%)
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
大気環境基準	100.0	100.0	99.0	100.0	99.5	100.0	100.0	99.5	100.0	100.0			
水質環境基準	90.5	90.1	89.7	89.3	88.1	92.3	91.2	91.6	92.7	91.2	92.0		



エゾシカ個体数指数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (3) 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承
- 小項目(政策の方向性) ■人と自然・生き物が共生する社会づくり

【何を測る指標か】

人と自然・生き物が共生する社会づくりの状況を測る指標です。

【定義・算出式】

ライトセンサス結果や捕獲数などの様々なデータを統計処理して、毎年のエゾシカの生息動向を相対的に示した数値です。

・東部地域(オホーツク、十勝、釧路、根室各管内)は、基準年を平成5年度(100)として、エゾシカの生息動向を示しています。

・西部地域(空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷各管内)は、基準年を平成12年度(100)として、エゾシカの生息動向を示しています。

【出典】

エゾシカ対策有識者会議による推計、毎年概ね7月公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の推計値

平成26年度

東部地域 102 西部地域 224

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:東部地域 50~25 西部地域 150~75

<目標値設定の考え方>

人間社会との軋轢が軽減され、かつ共存を図ることのできる水準(持続的利用措置 東部地域:50~25、西部地域:150~75)への到達及び維持を目標としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の推計値

平成29年度

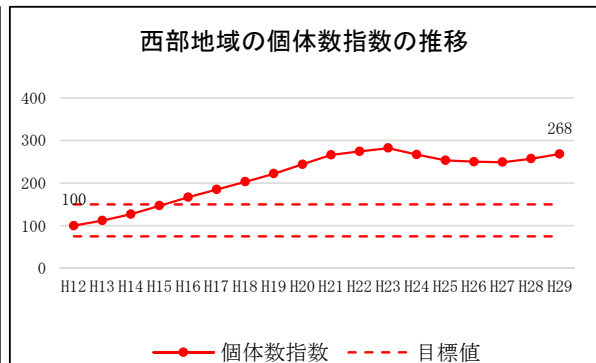
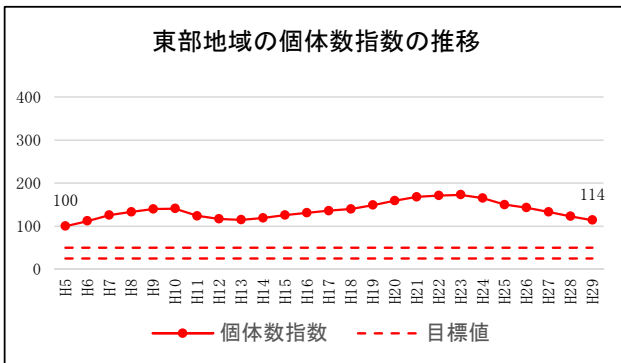
東部地域 114 西部地域 268

<達成度合の分析>

[東部地域]平成22年度から23年度には過去最高に達しましたが、平成24年度以降は目標に向けて着実に減少しています。

[西部地域]平成23年度をピークとして、平成24年度以降減少傾向が見られますが、平成28年度から再び増加に転じた可能性があり、目標達成に遅れが見られます。

●データ



※ 個体数指数は、研究者等から構成されるエゾシカ対策有識者会議で推計したものです。
毎年度の調査に基づく最新データの解析により、過去に遡って数値が更新される特徴があります。
平成29年度は調査値が異常に高かったため、推計値が過大となっている恐れがあります。

温室効果ガス排出量

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■ 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

【何を測る指標か】

地球温暖化防止対策の進捗状況を測る指標です。

【定義・算出式】

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの道内排出量の合計です。

【出典】

北海道環境生活部「北海道温室効果ガス排出量実態調査」、毎年調査、概ね調査年の3年後の11月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成24年度 7,245万t-CO₂

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:6,099万t-CO₂以下

【目標値設定の考え方】

「北海道地球温暖化対策推進計画における削減目標の改定」(平成26年12月)において、現状の温室効果ガス排出量、人口、経済成長率などの将来推計、施策等の効果による削減見込量を算定し、平成32年度の目標値を6,099万t-CO₂と設定していることから、それ以下を目標値として設定しています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成27年度 6,984万t-CO₂

<達成度合の分析>

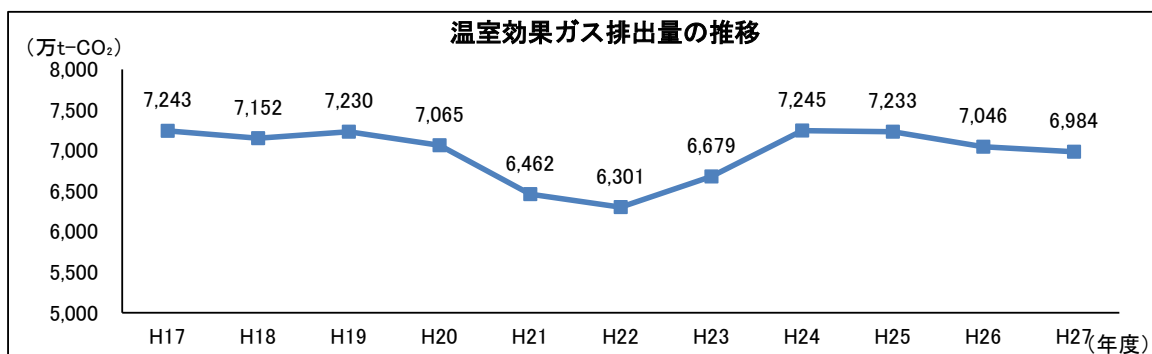
本道は積雪寒冷、広域分散の地域特性などから、家庭部門と運輸部門の排出割合が高く、指標が低調となっており、平成29年10月の北海道環境審議会の答申においては「排出量は近年減少傾向にあるが基準年に比べ増加しており、削減目標の達成に向け、引き続き、重点施策を中心とした取組を推進していくことが必要」とされています。

●データ

温室効果ガス排出量の推移

(単位:万t-CO₂)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
温室効果ガス排出量	7,243	7,152	7,230	7,065	6,462	6,301	6,679	7,245	7,233	7,046	6,984
								(現状値)			(実績値)



循環型社会の形成状況（循環利用率）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標です。

【定義・算出式】

経済社会に投入されるものの全体量のうち、循環利用量の占める割合です。
・循環利用量とは、廃棄物のうち、循環利用される量であり、具体的には

- ①一般廃棄物の集団回収量
- ②中間処理に伴う資源化量及び直接資源化量
- ③産業廃棄物の有価物量及び再生利用量
- ④未利用バイオマスの利活用仕向量(湿潤重量ベース)

の合計です。

【出典】

北海道環境生活部調べ 5年ごと調査、概ね調査年の翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成24年度 14.5%

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:16.0%

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))を一層推進することにより、現状値より1.5%向上させることをめざし、目標値を設定しています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

<達成度合の分析>

H24以降調査の実施がないため算定不可となっています。

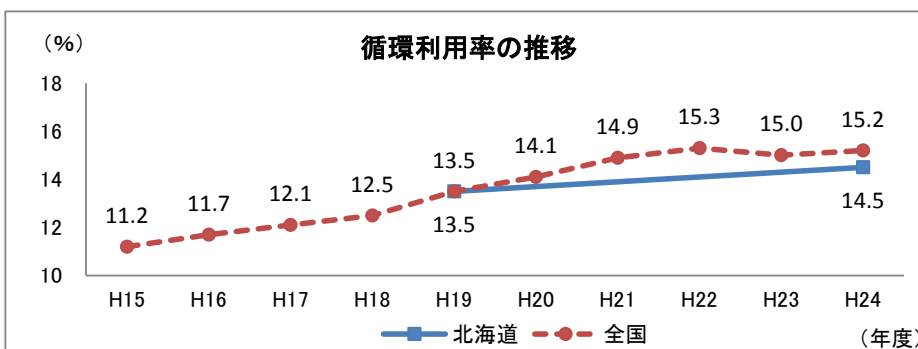
●データ

循環利用率の推移

(単位:%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
北海道					13.5					14.5
全国	11.2	11.7	12.1	12.5	13.5	14.1	14.9	15.3	15.0	15.2

(現状値)



循環型社会の形成状況（廃棄物の最終処分量）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標です。

【定義・算出式】

道内の一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計です。

【出典】

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」及び北海道「産業廃棄物処理状況調査」、毎年調査、概ね翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成24年度 112万t

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:86万t

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))の一層の推進などにより、平成24年度実績から約23%削減させることを目標として設定しています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成27年度 106万t

<達成度合の分析>

最終処分量については、経済状況などに左右される場合もありますが、目標達成に向けて順調に推移しています。

●データ

廃棄物の最終処分量の推移

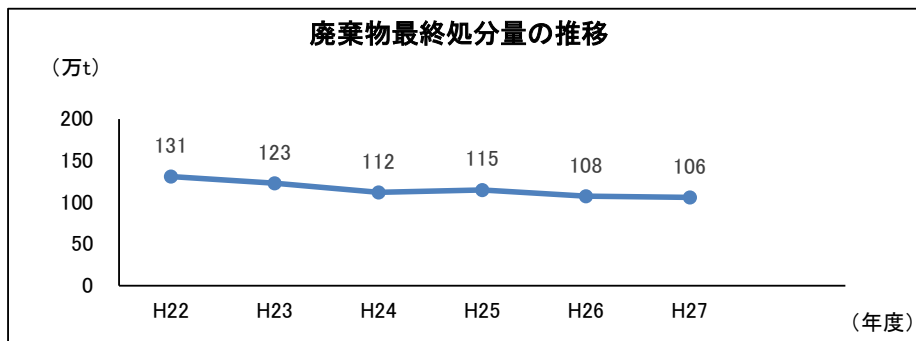
(単位:万t)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
最終処分量	131	123	112	115	108	106

(現状値)

(実績値)

※平成20年度、平成21年度は調査未実施のためデータなし



治安情勢（刑法犯認知件数）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標です。

【定義・算出式】

警察において発生を認知した刑法犯の数です。
 ・「刑法犯」とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪で、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」等、刑法に関連する一定の特別法も含んでいます。

【出典】

警察庁「犯罪統計資料」毎年調査、2月頃公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
 平成26年 40,359件

【②目標値】

目標年:平成37年 目標値:前年実績以下

＜目標値設定の考え方＞

刑法犯認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものですが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることがめざし、前年実績以下を目標としています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年 28,160件

＜達成度合の分析＞

街頭活動の強化など、犯罪の抑止につながる警戒・検挙活動や犯罪情勢に即した犯罪抑止対策など様々な取組を実施したことが、刑法犯認知件数を減少させていると考えられます。

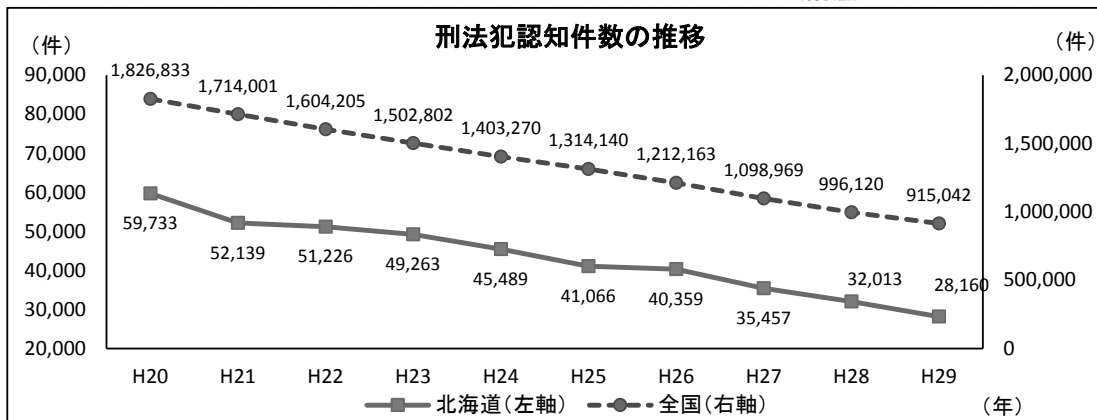
●データ

刑法犯認知件数の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
北海道	59,733	52,139	51,226	49,263	45,489	41,066	40,359	35,457	32,013	28,160
全国	1,826,833	1,714,001	1,604,205	1,502,802	1,403,270	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042

(現状値)

(実績値)



治安情勢（重要犯罪の検挙率）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標です。

【定義・算出式】

警察が認知した重要犯罪の件数のうち、検挙した件数の割合です。
・「重要犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ事件をいいます。

【出典】

警察庁「犯罪統計資料」、毎年調査、2月頃公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成26年 72.7%(過去5年平均67.3%)

【②目標値】

目標年:平成37年 目標値:過去5年平均以上

<目標値設定の考え方>

犯罪認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものですが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることがめざし、過去5年間の平均値よりも向上させることを目標としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年 75.5%(過去5年平均72.8%)

<達成度合の分析>

迅速・的確な初動捜査を始め、防犯カメラ画像の収集・分析やDNA型鑑定など客観証拠を重視した捜査を推進したことにより、過去5年間の平均を上回ったと考えられます。

●データ

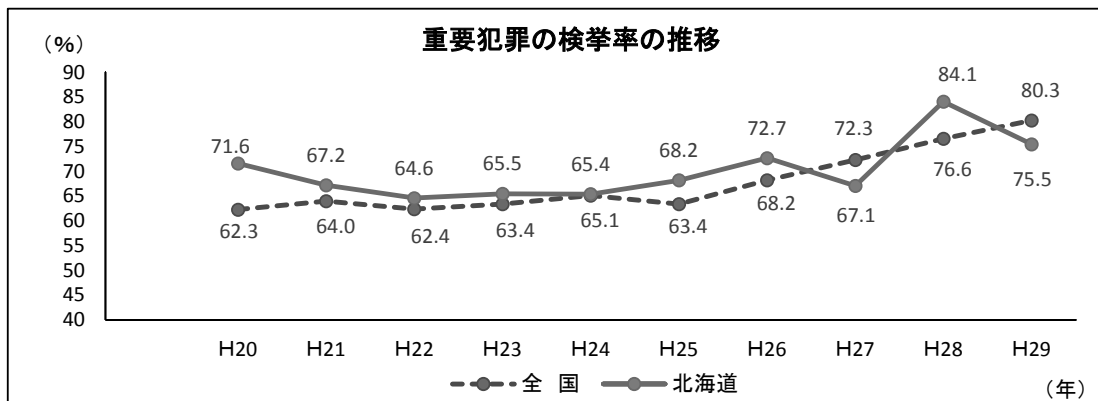
重要犯罪の検挙率の推移

(単位:%、件)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	62.3	64.0	62.4	63.4	65.1	63.4	68.2	72.3	76.6	80.3
北海道	71.6	67.2	64.6	65.5	65.4	68.2	72.7	67.1	84.1	75.5
5年平均	65.8	68.6	67.8	67.2	66.9	66.2	67.3	67.8	71.5	72.8
認知件数	539	509	523	472	532	559	444	493	397	351
検挙件数	386	342	338	309	348	381	323	331	334	265

(現状値)

(実績値)



消費者被害防止地域ネットワーク組織数(累計)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

【何を測る指標か】

高齢者等の消費者被害の未然防止や早期発見への取組状況を測る指標です。

【定義・算出式】

道内における消費者被害防止地域ネットワークの組織数です。

・消費者被害防止地域ネットワークは、自治体、警察、各種団体が連携して消費者被害の防止のために見守り等に取り組む組織です。

【出典】

北海道環境生活部調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 52組織

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:74組織

<目標値設定の考え方>

地域における消費者被害防止の取組が広がるよう、1年に2組織ずつ増加させることをめざし、目標値を設定しています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成30年度 68組織

<達成度合の分析>

消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業(H26～)の取組効果が現れています。

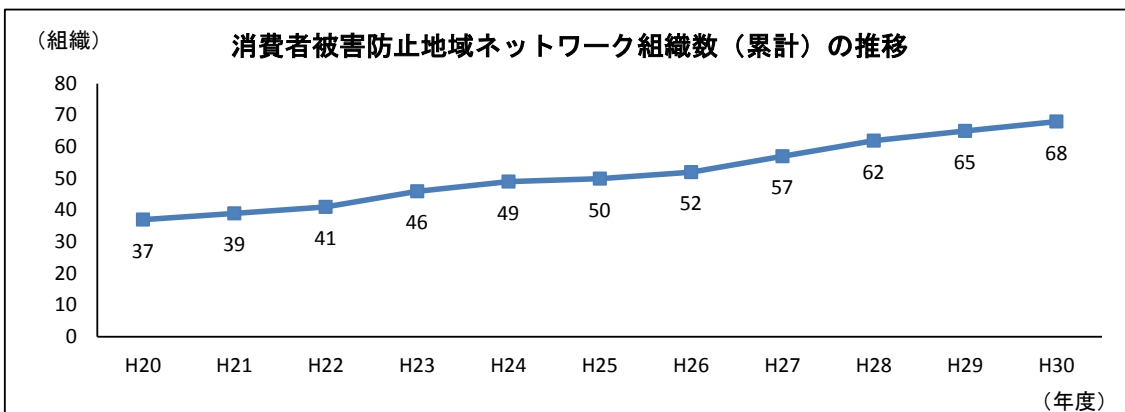
●データ

消費者被害防止地域ネットワーク組織数(累計)の推移

(単位:組織)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
組織数	37	39	41	46	49	50	52	57	62	65	68

(現状値) (実績値)



HACCP手法による衛生管理導入施設数（累計）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

【何を測る指標か】

食品関係施設における食品の安全性確保に向けた取組状況を測る指標です。

【定義・算出式】

HACCPによる衛生管理を導入している以下の施設の数です。

- ①食品衛生法施行細則第23条の3第1項の規定に基づく届出施設数
- ②北海道HACCP自主衛生管理認証施設数
- ③HACCPに基づく衛生管理導入の評価施設数
- ④食品衛生法第13条に基づく総合衛生管理製造過程承認施設数
- ⑤対米輸出水産食品取扱認定施設数
- ⑥対EU輸出水産食品取扱認定施設数

・HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point」(危害分析重要管理点)の略であり、原料の受入から製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法です。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、6月頃確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 511施設

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:1,500施設

<目標値設定の考え方>

食品の安全性・信頼性を確保するため、道が重要管理施設(大量調理施設等)及び重点監視施設(乳処理業、乳製品製造業、食肉製品製造業、水産加工品製造業、給食施設)として位置付けている施設(約1,500施設)を中心に導入を進めることを想定し、目標値を設定しています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 1,367施設

<達成度合の分析>

HACCP導入施設数は、食品衛生法施行細則に定めるHACCPによる衛生管理を行う施設の保健所長への届出件数が増加したことで平成29年度の目標を達成し、導入は着実に進んでいます。

●データ

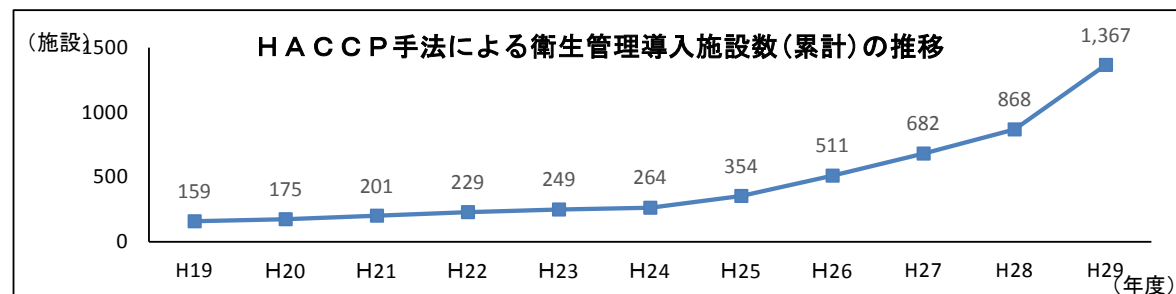
HACCP手法による衛生管理導入施設数(累計)の推移

(単位:施設)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
施設数	159	175	201	229	249	264	354	511	682	868	1,367

(現状値)

(実績値)



人権侵犯事件数（人口10万人当たり）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■人々が互いに尊重しあう社会づくり

【何を測る指標か】

人権が尊重された社会づくりの進展状況を測る指標です。

【定義・算出式】

法務省の人権擁護機関において、人権侵犯の疑いのある事案について措置を講じたものの件数です。法律などに違反した行為だけに限らず、広く、憲法や世界人権宣言の基本原則である人権尊重の精神に反するような行為をいい、強制強要(職場での嫌がらせ)、親からの結婚妨害、名誉、信用の毀損なども含まれます。

【出典】

法務省「人権侵犯事件統計(年報)」、毎年調査、概ね6月公表

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年 19.9件

【②目標値】

目標年:平成37年 目標値:全国平均値

<目標値設定の考え方>

北海道における値が全国平均値よりも高いことから、あらゆる場を通じて人権に関する教育や啓発を進めることにより、全国平均値とすることを目標としています。

なお、この指標は、人権が尊重されているかを示すものですが、件数の増加は、人権侵害が増えている場合と、人権意識が高まったことにより相談件数が増加している場合と両方の理由が考えられます。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年 15.7件

<達成度合の分析>

基本的な人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及・高揚を、道、市町村及び国が粘り強く進めてきており、人権侵犯事件数は、平成29年実績で、北海道では10万人当たり15.7件となり、全国の平均値(15.3件)に近づいてきています。

●データ

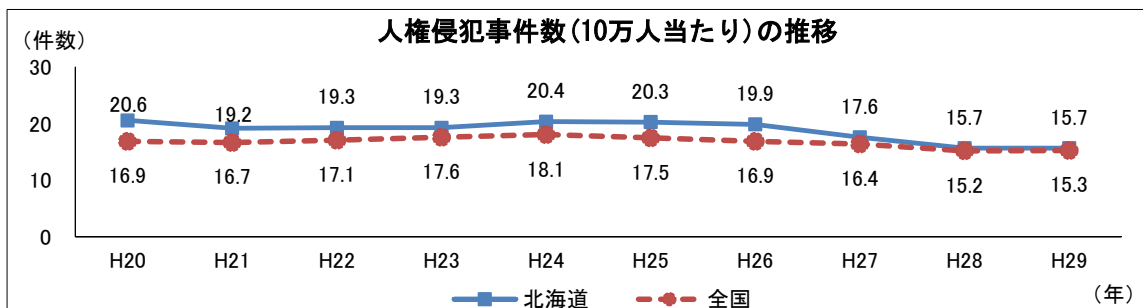
人権侵犯事件数(人口10万人当たり)の推移

(単位:件)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
北海道	1,149	1,062	1,066	1,059	1,117	1,112	1,087	951	835	841
10万人当たり	20.6	19.2	19.3	19.3	20.4	20.3	19.9	17.6	15.7	15.7
全国	21,412	21,218	21,696	22,168	22,930	22,437	21,718	20,999	19,443	19,533
10万人当たり	16.9	16.7	17.1	17.6	18.1	17.5	16.9	16.4	15.2	15.3

(現状値)

(実績値)



自主防災組織活動カバー率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上

【何を測る指標か】

「共助」の役割を担う自主防災組織の活動による地域防災力を測る指標です。

【定義・算出式】

全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合です。
(算出式) 自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数 / 全世帯数

【出典】

消防庁「地方防災行政の現況」、毎年調査、12月頃公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 51.3%

【②目標値】

目標年:平成31年度 目標値:平成31年度までに全国平均値以上

<目標値設定の考え方>

地域の防災リーダーの育成や自主防災組織結成を促進するなど、地域防災力を強化することにより、全国平均値以上とすることを目標としています。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している平成31年度としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 56.2%

<達成度合の分析>

前年度実績より向上しているものの、未だ0%の市町村がある状況です。指標が実態より低くなっていることが考えられるので、市町村に対し引き続き算出方法の周知等を図っていきます。

●データ

自主防災組織活動カバー率の推移

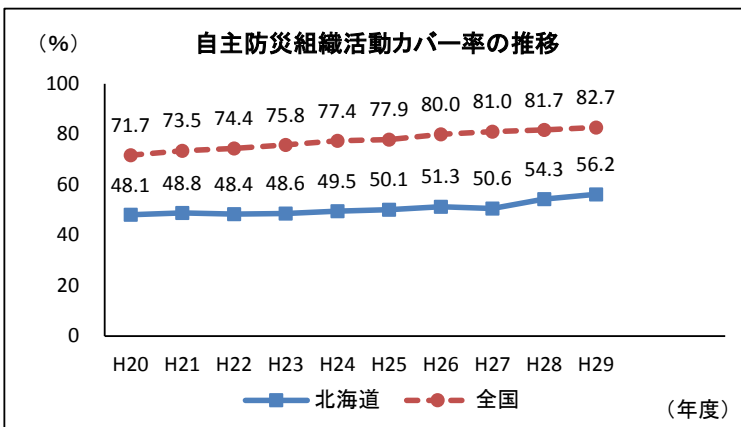
(単位:%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
北海道	48.1	48.8	48.4	48.6	49.5	50.1	51.3	50.6	54.3	56.2
全国	71.7	73.5	74.4	75.8	77.4	77.9	80.0	81.0	81.7	82.7

※毎年4月1日現在で集計

(現状値)

(実績値)



都道府県順位(H29.4.1現在)

都道府県名	自主防災組織活動カバー率	順位
兵庫県	97.3%	1
山口県	97.0%	2
大分県	95.8%	3
石川県	95.3%	4
愛知県	95.2%	5
千葉県	63.5%	44
北海道	56.2%	45
青森県	48.7%	46
全国	82.7%	—

災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

住民などの円滑かつ安全な避難体制の確保状況を測る指標です。

【定義・算出式】

市町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定割合です。内閣府において、平成17年3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられ、同年7月に防災基本計画により地方公共団体において避難勧告等の判断基準などを明確にしたマニュアルの作成に努めることとされたことを受け、市町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況を把握するとともに、策定を促進するものです。

(算出式)各災害毎に避難勧告等の発令判断基準を策定した市町村/各災害毎の該当市町村

【出典】

- ・北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査、7月下旬確定
- ・消防庁国民保護・防災部防災課調べ、毎年調査、1月中旬確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度

- 水害 : 策定率 86.9%(洪水予報河川、水位周知河川を対象)
- 土砂災害 : 策定率 92.0%
- 高潮災害 : 策定率 73.1%(高潮災害の有無については、市町村からの自主申告)
- 津波災害 : 策定率 98.8%(海岸を有する市町村を対象)

【②目標値】

目標年:平成31年度 目標値:平成31年度までに100%

<目標値設定の考え方>

市町村に対し避難勧告等策定基準の早期策定を働きかけるとともに、策定に向けた助言などの支援を行うことにより、各災害において策定率を100%とすることを目標としています。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している平成31年度としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 水害:86.4% 土砂災害:95.4% 高潮災害:74.3% 津波災害:98.8%

<達成度合の分析>

対象とする災害により、発令基準の策定状況に差があり、高潮に関しては目標値に届いていませんが、他は概ね目標は達成されています。

●データ

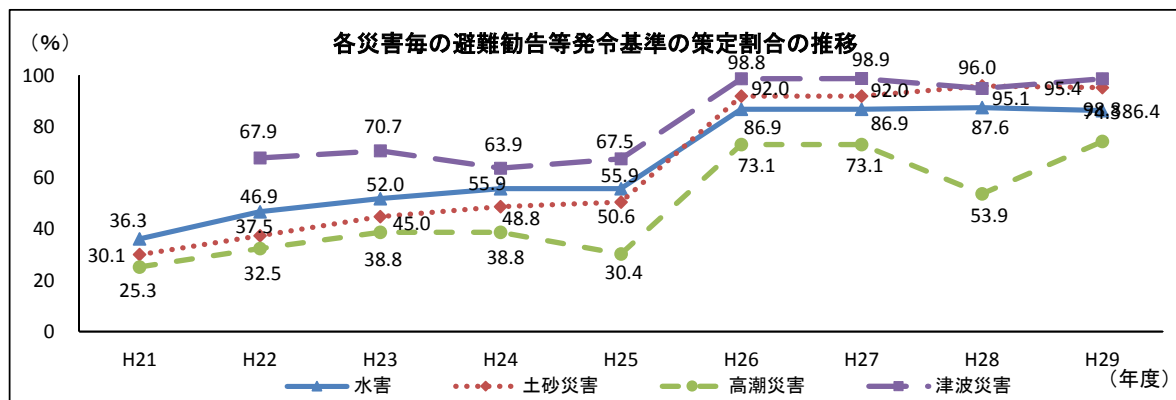
各災害毎の避難勧告等発令判断基準の策定割合の推移

(単位:%) (単位:%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
水害	36.3	46.9	52.0	55.9	55.9	86.9	86.9	87.6	86.4
土砂災害	30.1	37.5	45.0	48.8	50.6	92.0	92.0	96.0	95.4
高潮災害	25.3	32.5	38.8	38.8	30.4	73.1	73.1	53.9	74.3
津波災害		67.9	70.7	63.9	67.5	98.8	98.9	95.1	98.8

(現状値)

(実績値)



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況
(常時観測火山(9火山)のハザードマップの作成状況)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

道内の常時観測火山における噴火災害等への体制確保の状況を測る指標です。

【定義・算出式】

道内の常時観測火山(9火山)におけるハザードマップの作成割合です。火山のハザードマップは、各火山の災害要因(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等)の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分かりやすく描画したものであり、火山防災上極めて重要なものであることから、道内全ての常時観測火山について、作成を促進するものです。

(算出式)ハザードマップを作成した常時観測火山数 / 全常時観測火山数(9火山)

※常時観測火山 アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①現状値】※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 88.9% (8火山)

【②目標値】

目標年:平成31年度 目標値:平成31年度までに100%

<目標値設定の考え方>

気象台等の関係機関と連携しながら実践的な避難計画の策定を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としています。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している平成31年度としています。

【③実績値】※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 88.9%

<達成度合の分析>

大雪山のハザードマップ作成については、各関係機関や有識者においてハザードマップ作成に必要となる「噴火シナリオ」の確認と、影響範囲の想定シミュレーションが完了したところであり、今後、ハザードマップを完成させます。

●データ

常時観測火山(9火山)ハザードマップ作成の推移

(単位:火山数、%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
火山数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
策定割合	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9

(現状値)

(実績値)

災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (洪水ハザードマップを作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

洪水、浸水被害への体制確保の状況を測る指標です。

【定義・算出式】

洪水ハザードマップを作成した市町村の割合です。水防法第15条により、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される浸水を表示した図面に洪水予報等の伝達方法等の事項を記した「洪水ハザードマップ」の作成及び周知を図るものとされていることから、市町村における洪水ハザードマップの策定状況を把握するとともに、策定を促進するものです。
(算出式) 洪水ハザードマップを作成した市町村 / 該当市町村(洪水予報河川・水位周知河川を所管する市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査、6月公表予定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 94.9%

【②目標値】

目標年:平成31年度 目標値:平成31年度までに100%

<目標値設定の考え方>

市町村の洪水ハザードマップの策定及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としています。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している平成31年度としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 95.0%

<達成度合の分析>

本年3月末現在において、水害にかかるハザードマップは、洪水による浸水被害のおそれがある141市町村のうち、135の市町村が整備しています。未策定の市町村に対して、引き続き、早期の策定促進を働きかけます。

●データ

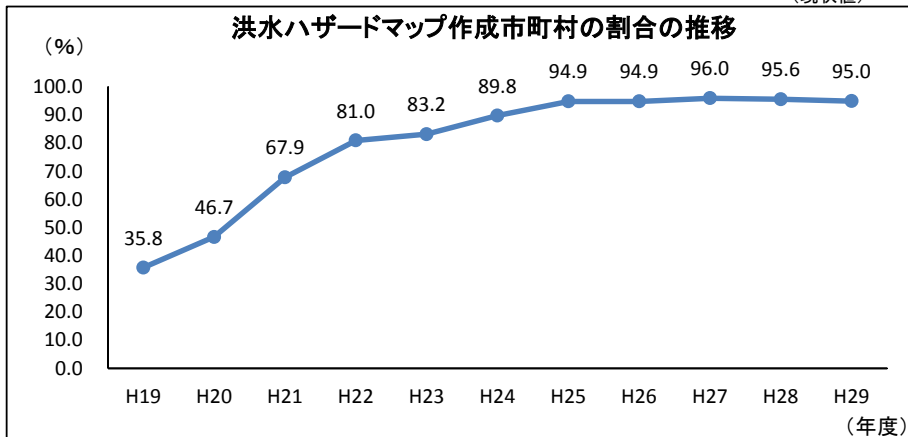
洪水ハザードマップ作成市町村の割合の推移

(単位:%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
割合	35.8	46.7	67.9	81.0	83.2	89.8	94.9	94.9	96.0	95.6	95.0

(現状値)

(実績値)



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (津波ハザードマップを作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

沿岸市町村における津波災害への被害軽減対策の状況を測る指標です。

【定義・算出式】

沿岸市町村において津波ハザードマップを作成している割合です。地震防災対策特別措置法第14条により、市町村において、津波ハザードマップの作成と住民への周知に努めることとされていることから、沿岸市町村における策定状況を把握するとともに、策定を促進するものです。

(算出式)津波ハザードマップを作成した市町村数 / 沿岸市町村数(81市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査、6月下旬公表予定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 97.5%

【②目標値】

目標年:平成31年度 目標値:平成31年度までに100%

<目標値設定の考え方>

市町村に対し助言・支援を行い未策定地域の計画策定を促進することなどにより、策定率を100%とすることを目標としています。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している平成31年度としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 97.2%

<達成度合の分析>

関係市町村に訪問や技術的な助言を行ったことから、指定数は増大し、概ね目標は達成されています。

●データ

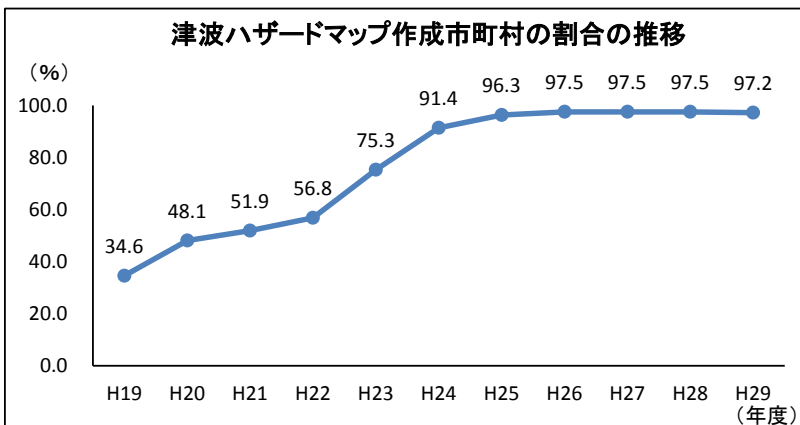
津波ハザードマップ作成市町村の割合の推移

(単位:%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
割合	34.6	48.1	51.9	56.8	75.3	91.4	96.3	97.5	97.5	97.5	97.2

(現状値)

(実績値)



災害の態様に応じた警戒避難体制の整備状況 (津波避難計画を作成した市町村の割合)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (6) 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立
- 小項目(政策の方向性) ■災害に強い地域づくりの推進

【何を測る指標か】

津波発生時の住民などの円滑かつ安全な避難体制の確保状況を測る指標です。

【定義・算出式】

市町村における津波避難計画の策定割合です。津波対策の推進に関する法律第9条により、市町村において津波避難計画を定め公表に努めることとされていることから、市町村における津波避難計画の策定状況を把握するとともに、策定を促進するものです。

(算出式)津波避難計画を作成した市町村数 / 沿岸市町村数(81市町村)

【出典】

北海道総務部危機対策局調べ、毎年調査、6月公表予定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度 72.8%

【②目標値】

目標年:平成31年度 目標値:平成31年度までに100%

<目標値設定の考え方>

計画未策定市町村に対する助言・支援を行うことなどにより計画策定を促進し、策定率を100%とすることを目標としています。なお、目標年については、北海道強靱化計画において設定している平成31年度としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 93.9%

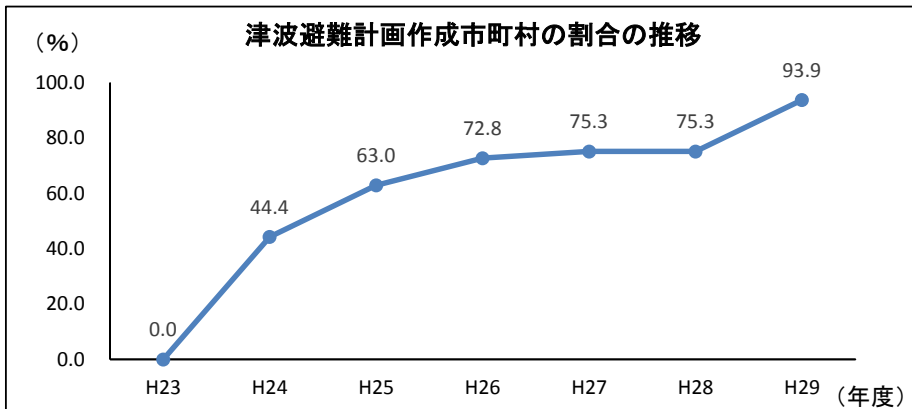
<達成度合の分析>

各市町村を訪問するなどして技術的な助言等を行っていることから、概ね目標は達成されています。

●データ

津波避難計画作成市町村の割合の推移 (単位:%)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
割合	0.0	44.4	63.0	72.8	75.3	75.3	93.9
				(現状値)			(実績値)



指標名 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率(道道)

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

【何を測る指標か】

緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強の進捗状況を測る指標です。

【定義・算出式】

緊急輸送を円滑に行うための緊急輸送道路や避難路上にある橋梁の耐震化の割合です。
 ・緊急輸送道路とは、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実にを行うための、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点を相互に連絡する道路のことです。
 ・避難路とは、緊急輸送道路以外の道道で、地域防災計画で位置づけられた避難路や、避難所と緊急輸送道路を連絡する道路のことです。

【出典】

北海道建設部調べ、毎年調査、3月確定

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
 平成26年度 59%

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:100%

<目標値設定の考え方>

地震時の落橋等による避難路の分断防止と避難所への輸送路確保により地域住民の孤立化を防ぐため、橋梁の耐震補強に取り組み、緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率を100%とすることを目標としています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 73.9%

<達成度合の分析>

指標の評価は低調でしたが、橋梁の耐震化を進めることにより、地域の生活・産業活動を支援するとともに、安全・安心な道路交通の確保に努めているところであり、今後も引き続き橋梁の耐震化を進めます。

●データ

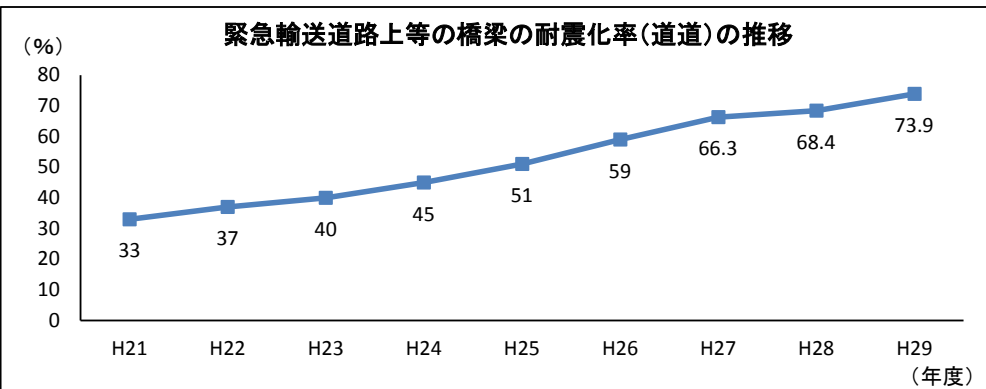
緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率(道道)の推移 (単位:%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
耐震化率	33	37	40	45	51	59	66.3	68.4	73.9

※平成21年度以降調査実施

(現状値)

(実績値)



指標名 住宅及び多数利用建築物の耐震化率

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服

【何を測る指標か】

建築物の耐震化の進捗状況を測る指標です。

【定義・算出式】

住宅及び多数利用建築物の耐震化の割合です。建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条により、都道府県が策定する耐震改修促進計画において建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標を定めることとされていることから、北海道耐震改修促進計画において住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標を設定し、耐震化の促進を図るものです。

【出典】

北海道建設部調べ、5年ごとに調査、概ね調査年の翌年3月公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成22年度 82%

【②目標値】

目標年:平成37年度 目標値:95%以上

<目標値設定の考え方>

北海道耐震改修促進計画(平成28年5月改定)において、地震による建築物等の被害軽減を図り、道民の方々の安全で安心な生活を確保するため、住宅及び多数利用建築物の耐震化を計画的に促進することをめざし、住宅の耐震化率及び多数利用建築物の耐震化率を平成32年までに少なくとも95%にすることを目標としていることから、これ以上の耐震化率とすることを目標値として設定しています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成27年度 86.6%

<達成度合の分析>

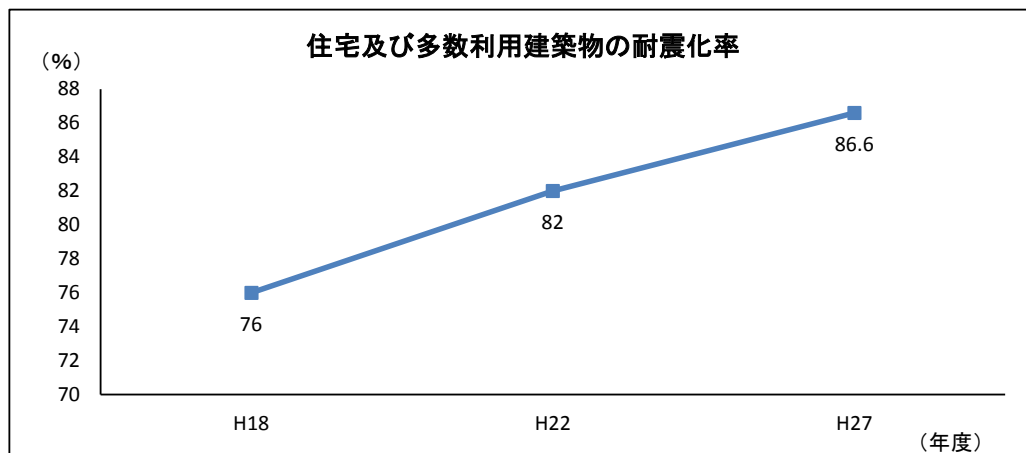
住宅及び建物の耐震化が着実に進んでいます。
※「実績値」は5年毎の算出となるため、直近の値を記載しています。

●データ

住宅及び多数利用建築物の耐震化率の推移 (単位:%)

	H18	H22	H27
耐震化率	76	82	86.6

(現状値) (実績値)



リスク分散による企業立地件数

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- 小項目(政策の方向性) ■被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮

【何を測る指標か】

リスク分散を理由とした本道への企業誘致の取組状況を測る指標です。

【定義・算出式】

リスク分散を理由とした道内での企業立地(新設及び増設)の件数です。

【出典】

北海道経済部調べ、毎年調査、6月公表

●指標の達成状況

【①現状値】 ※「現状値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値
平成24年度～平成26年度 累計63件

【②目標値】

目標年:平成31年度 目標値:平成28年度～平成31年度 累計92件

<目標値設定の考え方>

リスク分散を理由とした企業立地件数の3年平均値である21件(平成24年度～平成26年度)より10%の増加をめざし、目標値を設定しています。

地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置のため、国が認定する地域再生法に基づく地域再生計画の期間が平成27年度から5年程度(平成31年度末まで)となっており、リスク分散を理由とした企業立地についても平成31年度までに推進することとしていることから、目標年を平成31年度に設定しています。

【③実績値】 ※「実績値」は平成30年8月1日時点での最新の統計数値

平成29年度 20件

<達成度合の分析>

リスク分散を理由に、本道に立地を決定した件数は、平成29年度は20件と昨年度より減少していますが、人材不足に伴い、道内の優秀な人材確保を狙った立地は堅調です。

●データ

道内へのリスク分散を理由とした企業立地件数の推移

(単位:件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
立地件数	16	18	22	23	26	27	20
				(現状値)			(実績値)

※ 東日本大震災の発生(H23.3月)以降に集計を始めたことから、H22以前のデータは無い。

